

立憲民主党福山幹事長殿

## 「調査報告書」

2021. 7.

立憲民主党ハラスメント防止対策委員会  
委員長 金子 雅臣

2021年6月9日立憲民主党福山幹事長から、下記内容での諮詢を受け、立憲民主党ハラスメント防止対策委員会は、その諮詢内容について以下のとおり報告を行う。

### 1 諒問の内容

立憲民主党政務調査会に設定された性犯罪刑法改正に関するワーキングチームにおいて、2021年5月10日に本多平直議員が行ったとされる発言を中心とした事案について

- 1 事実調査（本多平直議員本人を含む関係者へのヒアリング）
- 2 今後、このようなことが再発しないよう、性犯罪に関して認識を共有するためにどのようなことを党内で行うべきかについての意見具申について、諮詢する。

### 2 委員会の検証

#### （1）実施内容

委員会は、諮詢を受けた調査のため、関係者へのヒアリングのほか、WTの議論のうち、5月17日、20日、24日、28日、31日、6月2日、3日、4日、7日の録音録画等を確認し、本報告書を作成した。

#### （2）委員会が認定した当日の状況

2021年4月から検討が始まった立憲民主党性犯罪刑法改正に関するワーキングチーム（WT）で、国会会期末の6月中旬までに問題の絞り込みをするために、島岡まな大阪大学教授を5月10日に講師として招聘した。当初は30分程度の教示のうえ議論に移る企画だったが、実際にはそれより短く前後タイトな時間しかとれず、島岡教授から過去の経緯、議論内容、島岡教授たちの改正案試案の話がされた。

島岡教授からは、性交同意年齢と、暴行脅迫要件に議論を絞り、16歳に年齢を引き上げることについて、フランスのケースなど他国のことが話された。

本多議員は、島岡教授が話をするときに「絶対的に」という文言を使ったことに対して、学者なのに絶対という言い方をすることはおかしいと疑問を投げかけた。

また、本多議員は、50代の私と14歳の子とが恋愛したうえでの同意があった場合に罰せられるのはおかしいと、強めの発言をした。

これに対し、島岡教授は、そうしたケースでの同意などありえないと話した。

本多議員は、成人と中学生との恋愛がありうるということを何度も発言していたが、具体例として自分を例にして、対外的な講師の前で話をしたことに周囲は驚いた。

池田まきWT事務局長が島岡教授とのヒートアップを懸念して、本多議員からマイクを引き継ぎ、お礼を言って終わった。

現場での出席議員は、寺田学 WT 座長、池田議員、本多議員の3名だった。オンラインではどの程度参加者いたのか記録はなかったが、当該本多議員の発言を咎める者はいなかった。

### 3 問題発言をめぐる状況・・・どのような状況での発言だったのか。

#### (1) 新聞報道

「50歳が14歳と同意性交で捕まるのはおかしい」立民議員が主張

(産経新聞 2021/6/4 より)

立憲民主党の性犯罪刑法改正に関するワーキングチーム(WT)で、中学生を性被害から守るために法改正を議論した際、出席議員が「50歳近くの自分が14歳の子と性交したら、たとえ同意があっても捕まることになる。それはおかしい」などとして、成人と中学生の性行為を一律に取り締まることに反対したことがわかった。

複数の党関係者によると、発言したのは50代の衆院議員。「年の離れた成人と中学生の子供に真剣な恋愛関係が存在する場合がある」とも語り、厳罰化に慎重な姿勢を示したという。

現在の刑法では、本人の同意があっても性行為自体を罪に問うのは13歳未満に限られている。中学生に対する性行為は、多くの都道府県条例で同意があっても処罰対象としているが、地域によっては結婚を前提とした交際関係などがある場合、対象から外している。

しかし、最近はSNSなどを駆使して大人が中学生に近づき、悪質な性犯罪に巻き込むケースが増えている。法務省では昨年から検討会を立ち上げ、刑法の見直しも視野に検討を進めている。

立民のWTが4日にまとめた中間報告では、中学生の意思決定や判断能力は脆弱で、圧倒的な力の差がある成人から性虐待や性的搾取を受けるケースが多いと指摘。同意の有無にかかわらず、中学生以下との性行為を犯罪とするよう法改正を求めた。ただ、WTでは別の議員も中学生への性行為を一律に犯罪とすることに疑問を呈したという。

#### (2) 本多議員本人の弁明

半月以上前の発言と思われ正確な言葉使いや前後関係は覚えていませんが、発言が事実であれば、私の意図や思いとはまったくかけ離れていますので、撤回させていただきます。あくまで現行、青少年への性行為を規制している都道府県の淫行条例の法律上の建付けを述べようとして、少人数で議論を積み重ねている内輪の会議でもあり、前提条件などをきちんと付けずに話して、言葉足らずになったのだと思います。(本多議員説明文)

#### (3) 発言の記録と流出について

党内資料は本多議員本人を含めたWTでの協議で、主たる発言の内容を掲載することになっていた。本多議員の意見は、頻繁に繰り返された発言だったので、その通りに中間報告(案)に掲載された。どのように報道機関に情報が伝わり発表されたかは判然としない。ただし、Zoomによる討議であったことから、資料はドロップボックスのなかに入れて閲覧できるようになっていた。5月10日までは、録音の必要性がないとの判断で録っていなかったが、島岡教授を招聘した会議において議論がヒートアップしたので、以降は録画を取り入れたという経緯が確認された。

こうした流れに「データがないのに詳細な記録がとられていることはおかしい。外部講

師を呼んで録音録画がないことはあり得ない。報告書案はサマリーのはず」との疑義がだされている。

なお、WT の議論のうち、5月 17 日、20 日、24 日、28 日、31 日、6月 2 日、3 日、4 日、7 日の録音録画は確認された。

その結果、本多議員の言動の背景が明らかとなり、また、類似発言が複数回確認された。5月 10 日出席者複数の証言もあり、当該録音録画がなかったとしても、委員会における事実認定に影響はないと判断した。

#### 4 本多議員本人の説明

##### (1) 本多議員本人の発言の趣旨と意図

本多議員は、性交同意年齢の引き上げをいかなる例外もなく求める意見に対しては、内心の自由や幸福追求権、自己決定権を理由に反対し、自ら「慎重派」といい、一方性交同意年齢の引き上げをいかなる例外もなく求める意見については「規制派」とした。

そして、委員会のあり方については、前提としてメンバー構成に疑問を感じ、さらにその運営についても性急さに不満を表明していた。1日欠席すれば物事が決まっていく状況で、メンバー構成の変更抜きに規制に向けて物事が決まっていくことへの焦りがあったという。政策決定プロセスにおいて議論に必死であったことは間違っていなかったが、自分がいなければどうなるのかという思いがあって、WT に招いた講師や事務局に不快な思いを与えてしまった。

島岡教授は、「真摯な恋愛が悪いかということと性行為が悪いかということとは違う」と述べた。島岡教授の指摘については、一言一句までの明確な記憶はない。

自分を例に述べたのは、架空の存在、年齢差のある恋愛は存在しないという島岡教授の発言があったので、リアルな私という人間が主張しても全否定するのか、という問題提起であったが、大きな誤解を与える発言だった。年齢差については、50 歳というのは自分に近いという意味で例にしたが、もっと容認できる 18 歳と 15 歳という例として用いるべきであった。性交同意年齢を定めて例外なく処罰されるということでよいのかどうかという問題提起であるが、現行の淫行条例をめぐる裁判例では例外を認めている（真摯な恋愛）ものの、50 歳と 14 歳が真摯な恋愛と認められるということはないので、不適切であるということであった。

島岡教授とのやり取りでの発言は、言葉尻を取られたもので、本多議員自身の意図と違う趣旨から出たものだったが、世間からは理解を得られない発言となってしまったと振り返る。

「処罰が必要ない」という表現については記憶がないが、当該行為は当時の自分の立ち位置から淫行条例や児童福祉法に基づき処罰されており、すでに厳しく処罰されているという認識のもとだった。現行法上現に処罰を受け、社会的制裁も大きいという意味で、処罰に制限をかけるという意味で発言しているものではない。

##### (2) 本多議員本人の現状認識

問題となった発言について、その後性犯罪被害者や被害を訴えられなかつた人など多くの方から意見をもらい、これらの方々や関係者の方に申し訳ない。また、男女差別の構造については、性別による医学部入学差別では自身が予算委員会で質問している。男女差別の構造の問題を理解した上で話をしなければならないのに、そうした発言になつていいのは

大変申し訳ないと思っている。

また本多議員は、当該発言の趣旨は、急激な規制による弊害を考慮すべきであり、内心の自由、幸福追求権、自己決定権については法や政治が規制をするのは慎重であるべきだというところにあったが、例としては不適切であるとした。そして、批判を受けるなかで、考え方も変わってきており、性交同意年齢の引き上げを無条件に認めるわけではないが、例外を設けて性交同意年齢を認める方向にある。今後は、性交同意年齢を引き上げて処罰する必要があり、ただし、真摯な恋愛を残すか、弱みに付け込む行為など限定列挙するか、年齢を上げることに賛成し、例外を認めるという方向で議論する意向である。

今では、性被害の深刻さや（実名で訴えた）や男女差別の構造は、男性として生きてきて優位な立場で物事を考えてきたことについては反省している。

## 5 何が問題だったのか

### (1) WT の運営をめぐる問題点

WT 立ち上げの段階から、メンバー構成などについて本多議員などは不満をもっており、旧立憲民主党時代の WT の座長であった議員をメンバーに加えることを要望した。しかし、こうした要望は受け入れられず、こうした対応を本多議員などは寺田座長の独断とみていた。一方の寺田座長は役員の選定について法務部会は了承しており、前座長を顧問でよいから入れるように要望を受け、法務部会役員に相談したが、その要望は通らなかった経緯があるとしている。

寺田議員は座長に就任して、その後党内を見回してみると、性犯罪に関するヒアリングは、ジェンダー平等推進本部がスポット的に被害者団体などを講師として招聘するにとどまっていた。そのため、寺田議員は本多議員に相談をしたが、そんなものの自分たち（本多議員たち）がつぶしてきたのに何を今更行うのかという話であった。その時から本多議員の立場は WT の設置自体が本意ではないのだと寺田座長は感じていた。

以降の WT 運営については、寺田座長は引き上げ先にありきとの対応で、バランスのとれた対応をしなかったと評価している。WT の進め方は結論ありきのやり方で、慎重派に厳しいというバイアスがかかっていたとみる議員から、慎重派に対して「ささいなことを言っている」との批判をするなど、慎重論を軽視した運営がされたとする。

確かに、最終まとめの段階で事務的な手続きを含めやや拙速さがうかがわれるが、その背景について、寺田座長は、野党第一党としての見解は非常に重要であるとする判断と、両論併記にとどまることについては避け政治的に判断しなければならないとの思いがあったとする。そして、役員の提案（性犯罪の保護要件として年齢引き上げを行うとの結論を得ること）に賛同が得られないことから、強硬論は避けて、WT での意見をそのまま反映させ、役員の考え方、それに対して寄せられた意見を整理して、考え方をまとめたのは間違っていなかったと寺田座長は考えている。本多議員たちの意見は、Take Note して議論すべきものであるとの思いが寺田座長からは述べられた。

### (2) ヒアリング対象をめぐる対立

ヒアリングの対象者の選定については、本多議員が、再三刑法学者、刑事弁護人、比較法研究者の意見を聞くことを求めており、こうした経緯から、WT では、比較法研究している男性の東大教授を呼んで聞くことになった。一方で、本多議員は、WT で被害当事者を呼んで話を聞くことに対する不満を再三述べていた。こうしたことから、WT に被害当

事者を呼ぶことで二次被害が起きることが、寺田座長ら WT 運営者において懸念されていた。

旧立憲民主党当時、WT では、幹事長などもジェンダーの視点から、被害者の立場を尊重して議論を進めるべきとする方向性をもっていたことから、そうした立場の講師を招聘したことがあった。ところが、本多議員は外部のアドバイザーの前で激高して机をたたいて怒らせて問題になった。また、当時の座長も被害者団体の前で、問題意識が強い被害者の人たちが厳罰化を訴えたことに対し「厳罰化しても・・・」と突き放した発言をして現場の人たちを立腹させるようなことがあった。

このような経緯があったことから、本 WT のヒアリングでは被害者団体の意見を聞く機会を設けることに、寺田座長ら WT 運営者において躊躇があった。実際、寺田座長は、就任後「今度の座長はどのような人物か」と被害者団体や女性団体から様子見されたり、疑念を持たれていたと述べている。そこで、寺田座長は、何人かとの面談を経て、立憲民主党が外部から誤解や偏見を受けてはいけないという考えをもつに至った。寺田座長ら WT 運営者の認識は、本多議員は被害当事者等のヒアリングを受けるのは極めて消極的であり、講師とすることについて当該団体から了解を得られても、どのようにヒアリングを進めるか課題が残ったので、実際の招聘は断念せざるを得なかったということである。

寺田座長は、現場の人はできるだけ呼びたかったとしていたが、旧立憲民主党時代のこうした被害者団体などの感情的対応について当時幹事長がお詫びをして事なきを得たという事件もあり、そうした団体の人たちからは立憲民主党の評価が低かったので、呼んで話を聞こうにもできなかつたとしている。

### (3) 議論は熟したのか

本多議員は、WT において議論を拙速にまとめるべきではなく、それを強引にまとめようとする力に抗おうとした結果としての一連の発言だったとしている。本多議員としては、性交同意年齢や不同意性交罪等刑事法制改正をめぐる論議は熟しておらず、この時点で党としての見解を取りまとめるのは拙速に過ぎるという認識であったとする。これに対し、前回法見直し以降検討を重ねてきた課題であって議論は熟しているという反対の認識も表明されていた。

こうした中で、6月3日（木曜日）中間整理案が WT においてとりまとめられて会議に提示され、中間報告案が全議員に対して公開された。WT の組織自体、役員が中心になって運営されていたが、それ以外は自由参加であった。

寺田座長の認識は、野党第一党としての見解は非常に重要であり、両論併記にとどまることなく政治的に決断しなければならないと考え、法務省の検討は進んでいたので、議論を前に進めたとする。役員の提案に賛同が得られないことから強硬論は避けて、意見をそのまま反映させるべく、役員の考え方、それに寄せられた意見、考え方をまとめ、本多議員などの意見は、Take Note して議論すべきものであるとしたのは寺田座長としては間違つていなかつたと認識しているが、対外的に漏れたことはガバナンスの問題と考えている。

以上のような認識で、WT においては、基本概念の違いなど調整の余地のない対立があつたが、焦点は性交同意年齢に絞られていた。この時点では、暴行脅迫要件についてはまとめられなかつたが、反対意見は Take Note してもらいたいという意見が出されたことからそのまままとめることとなつた。本多議員は、機会あるごとに成人と中学生との

間の恋愛については述べていたので、列挙したものを報告案にまとめることとなった。本多議員などが話した内容については、対外的な講師に対する発言であったのでできる限り掲載しようとしたし、委員会としては、そのようにまとめられたことが認定できる。

寺田座長は、就任当初、法務省の検討作業は進んでいるので国会中に一定の方向性をつけようという政調会長など党幹部の方向性の中で、座長を打診されて受けた。これに対して本多議員の立ち位置は、反対に思い入れが強いと理解していた。本多氏としては承服しがたかったと思うが、党としての方向性だったと寺田座長は考えている。

本多議員など一部議員は、性交同意年齢引き上げには反対で、法案が出てきたときに賛否を言えばいいという見解だった。性交同意年齢に絞って報告がなされることとなつた中間報告案についても、党がこの段階で独自に意見を出すこと自体についても反対だったとする。

こうした寺田座長の述べる経緯について、本多議員らは、議論の可視化自体には賛成できるものの、発言については発言者本人に確認なく全議員配布を行うべきではなく、発言者の趣旨と異なることもあるので、事前確認などの手順は必要であったとしている。

また、議論のまとめについても、前記のとおり13歳から16歳に引き上げるとしても、「いかなる理由があつても規制」という結論ではなく、本文の中で「これを基軸として」と展開し、折り合いをつけるやりかたもあったとの反論がされ、政治の矜持として、ニュートラルな議論をすべきであったとの本多議員らの根強い反論がある。こうした指摘はWTの進め方についての配慮が必要な事項であったとは思われるが、他方で、配慮すればするほど、議論を進められないというWT運営者の困難な事情もあった。

そもそも、今回の議論は、今後も続くであろうジェンダーに関わる様々な立法政策に対して、党内部とりわけWTを掌る政務調査会において、影響評価を取り入れるシステムが未確立であることを示すことになった。「ニュートラル」という主張に潜むジェンダーに基づく無意識な偏見の存在を明らかにする議論や、そうしたことに対する疑いを入れる議論が必要である。こうした無意識のバイアスは、世代を超えて再生産され、社会状況によって強化される危険のあるものであることは強く意識されなければならない。

## 6 基本的な問題

### (1) 本多議員のパワハラ問題

今回の発言が、外部講師とのやりとりの中で言われた言葉であることも含めて、複数外部講師への本多議員のパワハラ的な言動もインターネットなどで話題になっている。外部から招いた講師に対して公党の主催する会議でこのような非礼が行われたことへの驚きの声である。

一方で、今回のヒアリングでも内外を問わず、多くの人たちが本多議員の日頃の言動の問題点について触れている。また本人も「WTに招いた講師や事務局に不快な思いを与えてしまった。」と述べているように、すでに広くその言動は問題になっていたことがわかる。

言われている一連の発言が厳密な意味でパワーハラスメントに該当するかどうかはさておき、外部講師には非礼を超えた不快感や嫌悪感、場合によっては暴力的とも言われる威圧的な対応がとられていたこと自体が問題視されなければならない。

最大の問題点は、開かれた言論の場で、例え自分の主義主張に合わない主張であろうとも、相手の意見を封じるような言動は、そもそもありえないというものである。こん

なことがこれまで本多議員によって幾度か繰り返されていたことに問題がある。

本多議員は、政策論争のつもりというが、本件発言にしろ、本人が感情的になって記憶がないと言うほどの場面もあり、議論の体を全くなしていない場面もみられる。こうした点からは、立法府の一員としての資質自体が大いに問われる。

## (2) WT 運営における問題

そして、さらに問題視されなければならないことは、本多議員があまりに高圧的であったがゆえに、その場にいた多くの関係者が誰もそれを制止しなかったこと、できなかつたことである。

外部からは、以下のような厳しい指摘がなされており、深刻に受け止める必要がある。

— 本多議員のああした発言が許されている立憲民主党の現状に、驚き呆れた。看板とのギャップに呆然としていたという感じである。今は、立憲もリベラル男主義の団体なんだということを痛感させられている。恐らく、彼だけでなく、多くの人たちが同調していて、その支えがあるからあそこまで言えるのだと思う。党として、そこは考え直さない限り、こうした現状は変わらないと思う。

— 本多議員の話は、中心的な論点を顧みないで自分の体験を押し通していくところが DV 夫のようだ。立憲が「男尊女卑のリベラルおじさん集団政党」といわれて評判が悪く、政権をとれないのは、そうした点への女性の嫌悪があり支持がないからだ。

また、内部でも

— 懸念していた事態が島岡教授の登壇で顕在化した。自分自身と意見が違うとしても最低限の承認と敬意を払うべきだ。

— 率直にいって 2 人と同調したり同じような発想を持っている人は相当数いる。本多議員が特殊であるという議論をするのは間違っている。

などの意見があり、寺田座長も次のように振り返っている。

— 10 数回の勉強会で、運営する事務局自体に心身の疲労があったし、秘書が眠れなくなるような状態になり、自分自身としても精神的にきつい思いをした。自分の考え方があまりに違うし、毎回高圧的に語気を強めて意見したり要求したり、考え方を否定する、ということなので、心身共に疲労した。男性じゃなかつたら続かなかつたと思う。女性たちは心身ともにやられていた。自分の運営自体に問題があつたかどうかはともかく、一般的な WT とは違う雰囲気が続いていた。

こうした内外の認識がありながらも、党内でなんらの対応がされてこなかつた原因の究明が必要である。こうした問題に毅然とした対応がない限り、党内での開かれた議論はもちろん、民主的な議論などまったく期待できないことになる。

さらに、WT への関心を寄せる人が少なく、ある女性議員が性交同意年齢を引き上げるべきだという発言をした際、本多議員のミュート解除されており、大声で「そんなことを言ってるからダメなんだよ」という声が会場に鳴り響いたこともあり、会議の運営実態があからさまになり、「こうした Zoom を見て腰が引けていた。1 年生議員に対しても自分の意見に対する見解を求めるなど本多議員の圧力と感じられる雰囲気があつた。ベテランの議員は受け止められても、誰もがそういうわけにはいかない。賛成意見も反対意見もいえるようにすることは難しかつた。」との感想が出されている。

女性議員の側からは

「女性が発言したくなる、しづらくなる、このWT自体がマウントとりたがる男たちの構図、だったと思う。WT自体に参加して発言することはおろか、かかわることへの拒否感が当選回数の少ない女性議員にはあった。」とする意見もある。これらの指摘は、議論の内容に入る以前の問題であり、深刻に受け止めるべきことである。

また、この問題を全体化し共有するためには

「被害者が何を問題にしているかを理解していない人は少なくないはずだ。ジェンダー平等推進本部でgenderの問題としてきちんと取り組むべきだ。男性目線の発想が問題で、何が議論されているのか自体がわからない。そういう状況が問題だ。本当の意味でジェンダー問題について党がきちんとした見解を打ち立てないといけない問題だ。」

と党の基本姿勢を問題にする指摘もある。

本来であれば、WTの上部組織である法務部会、政務調査会がWTの議論の状況を確認し、マネジメントをすべきであったものの、放置され、一定の期間この状態が続いたことは問題であった。

### (3) 党外から寄せられた批判・疑問に応える義務

刑法改正問題をめぐって問題になった発言は、日本の社会が抱えるジェンダー差別の本質を浮彫りにすることになった。それは、このテーマが男性と女性の性別で見方が大きく分かれるテーマだったからである。それだけに、女性を中心として立憲民主党に対する失望と同時に、政治に対する絶望の声も広がった。

それだけに、今回の発言について「不適切であり、お詫びして撤回する」という本多議員の表面的なコメントにも多くの批判が寄せられることになった。その理由は、寄せられている批判や疑問に十分に答えていないことがある。そうした点からは、それらの批判について、キチンと応えることが必要だと思われる。

その第一のポイントは、「気持ち悪い」と言った表現でなされている批判である。その意図するところはいろいろにあるが、単純に、年齢差に着目した嫌悪感を表現したものから、年齢差とは関係なく、そもそも年少者に向ける性的視線のあり方を問うものまである。

年齢差の問題については、極端な例示は間違いだったとして、その後本多議員は「18歳と15歳の表現をしている」としてはいるが、依然として「小児性愛的」な性的な視線のありようには疑問が呈されている。つまり、そこには男性特有な性的な視線、無意識に未成年者にも向けられる性的な視線や、欲望がありはしないかということである。それは、俗に「認知の歪み」ともいわれるもので、男性性に深く関わるテーマだといわれている。こうした部分で嫌悪感を感じた人たちも多く、しかも今回の発言の意図とは離れてそうした視線を合理化する発言であるとも受け取られかねないことがある。

こうした点について説明は、今後の議論になるであろう「性的な合意」にも関わるポイントにも関連して考えて行く必要がある。

第二のポイントは、本多議員の一連の発言は「被害者の実態を理解していない」という批判である。現に、こうした議論をするに当たって、被害者の実態を知ることや、関係者のヒアリングは極めて大事な作業である。それにも関わらず、有識者や関係者の意見は聞いてはいるが、いわば法律の対象者でもあり当事者でもある被害者の声を反映させる努力に欠けていたのではないかという批判である。

これらの批判、疑問に応えるためには、発言の趣旨・意図などの弁明に頼らず、性犯罪刑法改正、ジェンダーへの姿勢を示すことが必要だと思われる。

#### (4) 本多議員の認知の歪みは是正されたか

5月10日のWTから産経新聞の記事掲載のあった6月4日までの間に、本多議員は直接被害者からのメールがあり、これを契機として考えを改めたと言う説明をしている。しかし、これまでにも被害者からの同様の意見は多数あったはずであり（直接本多議員にはなかったとしても、政治家として関心があるのであれば当然知り得た情報のはず）、それを踏まえても「納得いかない」というというのであれば、それは「私見」さらには個人的信条に基づく意見表明だったと理解せざるを得ない。そうであれば、「自分」を主語にして発言したのは自然の成り行きというほかない。

認知の歪みに関連して、本多議員が一貫して被害当事者のヒアリングに消極的であつた点は重要だと思われる。いわば法案の当事者でもある被害者たちの意見を聞くべきであるという正論以上に、認知の問題と深い関連があると思われるからである。少なくとも、自分の見解とは違うものであったとしても、こうした被害者の声を聞くことで、こうした認知の歪みは是正されていたと思われる。例えば、フラワーラーデモでは毎回性暴力被害者が語り、13歳から16歳の年代の被害者も少なくない。2年以上も続くフラワーラーデモで、メディアを通じて伝えられていた被害者の声を全て聞き入れることなく5月の発言となっている。

被害の実情を知らなかつた、認識が足りなかつたとの弁は、世論さらには党内からの批判の大きさに驚き、耐えきれなくなつた上での、その場しのぎの発言にも見える。

そうであるとすれば、認識の誤り・認知の歪みを本質的に修正したとまでは確認できない。

こうした懸念を残していることから本多議員の真摯な反省と、今後への決意を厳しく問う必要がある。

### 7 提言に当たって

今回の経緯を受けて、議論の前提となる様々な論点の整理がなされていないことが、明らかになつた。そこで、提言に当たつて、委員会としては是非、以下のような議論を立憲民主党の共通の理解をしていただくことを期待している。

#### (1) 本件発言をめぐる事実関係と評価

##### ① 事実関係から指摘できること

刑法改正に向けた論議は、旧立憲民主党の刑法見直し論議から引き続き党内で行われてきたことは前述のとおりである。調査の結果、今回の「14歳と50歳の例を出した真摯な恋愛と性行為を処罰できるか」という疑問の提起は、「刑法は内心の自由に立ち入るべきではない」という考え方から提起されてきたことが把握できた。発言者は例として前記年齢を挙げたことについては妥当性に欠如しており、発言自体が不適切であることを認めている。

この「真摯な恋愛」についての考え方は、刑法改正に「慎重」であるべきことを求めてきた議員が掲げてきた例であるが、議論に参加してきたメンバーや外部講師（弁護士・専門家）は、いわゆる「限界事例」を例に出すことで処罰の拡大に反対する理屈であると受け止めている。また、本件発言とは異なる角度であるが、「慎重派」からは、最高裁

判例など「先例」に基づいて問題事例は処罰できているとする論拠も示されていた。さらに、諸外国における立法例を根拠に、比較法上日本の刑法だけが性交同意年齢を13歳にとどめているわけではないことなどを示して、慎重であるべき根拠としてきた。

## ② 「リベラル」をめぐる問題

前記の「内心の自由」に関する「リベラル」としての立脚点は、きわめて重要な問題意識と受け止められ、誰も否定するものではない。しかし、下記の考察が重要な問題を提起している。

第1に、その「リベラル」は、「権力からの自由」という普遍的人権の欠かせない一部であるとしても、「権力への自由」という意味でのリベラルや、多様性を尊重するという意味でのリベラル（新自由主義はこれを志向するとしながら格差を拡大して多様性の尊重とは異なる道を進んだが）、社会運動など、戦後の胎動を起こしてきた流れがあることに留意すべきである。とりわけ、1970年代以降は、グローバル化とともに、新自由主義とマネタリズムに基づくリベラル・コンセンサスへの異議申し立てとともに、フェミニズムによる問題提起が世界のあらゆる分野におけるジェンダー主流化を強力に求めるようになり、国際法秩序を変えてきた。それは、「法の他者」とされて、法の支配の主体ではなく「対象」としての地位におかれてきたものが、「法の支配の主体」としてあらゆる法の世界に登場するようになったことを意味しており、それは政治的にも重要な変化であった。したがって、刑法改正をめぐる政策論議にあたっては、少なくとも本件論議が「性犯罪」を対象とするものである以上、1960年代からなされてきたフェミニズムによる異議申立とジェンダー主流化を考慮の対象から除外することはありえない。この点について、刑法改正に慎重であることを求める議員からは、法改正に積極的である人たちを「ジェンダー法系」「改正派」という指摘がなされたものの、法改正を積極的に進めようとする議員や調査に応じた有識者からは、その問題提起の意味や性犯罪に関する諸外国の立法動向については十分な認識を欠いているのではないかとの疑問も提起された。

第2に、刑法の性犯罪規定による保護法益の主体とされる側からの「同意」に基づかない性行為の規制への転換を求める流れは、法の他者とされてきたものからの「自由」と「同意の原則」を求めるものである。これに対し、行為者の「自由」の観点からの慎重論をもって異議を唱えることは、前記の流れに抵抗する家父長的男性中心主義とみなされる危険にも留意する必要がある。

第3に、以上と同様に、性行為は女性が妊娠・出産の身体機能を宿命づけられ、一回の性行為が一生涯の人生の選択を決定づける行為であることに対し、男性には一回の性的満足で完結する行為であって、そうした観点からすれば性行為自体がそもそも対等ではない。法政策としては、妊娠・出産を理由とする差別を許さない法制度は、いまや常識であることに鑑みれば、「真摯な恋愛」と「性行為」とを区別して規制の対象とすることは、法的にもまったく矛盾とはいえず、「真摯な恋愛」という内心の自由と、それが行動に出る一形態となる「性行為」とは区別する必要がある。こうした「峻別」の観点にも、大きな違いがあった。

今日、ジェンダー主流化は最後の砦とされた安全保障政策にも及んでおり、こうした状況からすれば、性犯罪をめぐる刑法改正論議にあたっては、不可欠の観点であったといえる。これに反対するかどうかは各議員の考え方によるが、少なくとも国會議員は憲法上の普遍的要請である民主主義に根差した「国民代表制」と、国會議員は国民全体の

代表者であるという憲法上の要請を担うものとして、改正論議をという態度に終始してはならないものであった。

### ③ 「先例主義」と「限界事例」

過去の司法判断などの「先例」やそこで判断された「限界事例」を根拠に刑法改正に対応する必要はないとする論議は、司法判断を重視するものである。しかし司法判断による過去の先例や限界事例は、立法府における政策論議を拘束するものではなく、むしろ憲法に基づく三権分立の基本原理からすれば、立法府が司法判断に拘束されるのであれば、立法府としての役割を果たすことにはならない。このことは、「限界事例」「先例」をもとに「処罰できるか」を問い合わせその必要性を否定する論議を「ためにする議論」として批判する論者もいることに現れている。性犯罪について、「同意のない性行為を犯罪とする」「性交同意年齢を引き上げる」という要求は、性別規範に縛られた思考行動様式から解放され、「真の同意」とは何かを問うことを底流にするものであり、まずは、わが国においては司法判断の主流を占めているかのように見える「強姦神話」に基づく判断（典型的には No means Yes）の払しょくであることにも留意すべきである。このような司法判断の家父長的本質を見極め、そこから憲法が普遍的価値とする「自由」と「平等」を実現するための法政策に向かう議論を野党第一党に求める民意に寄り添う姿勢が求められる。

## （2）刑法改正に向けた論議

### ① 國際的な政策論議にキャッチアップできているか

これまでの刑法改正に向けた政策論議は、必ずしも国際的な歴史と法の進歩にキャッチアップするというものとはいえない。戦時性暴力を裁く国際法廷を経た国際司法裁判所ローマ規程が同意に関する司法原則を打ち出し、歐州評議会人権条約であるイスタンブル条約を採択・批准し、各国法制度の見直しの流れをつくって、国際社会は No means No から Yes means Yes に向かっている。日本は、いまだ No means No さえ実現しておらず、「No means Yes」が支配的であると言っても過言でない。

### ② 議論の混同・混乱

そうした土壤が、子どもに対する父親の性暴力について「抗拒不能」をもって、強姦罪の犯罪構成要件たる「暴行脅迫」を充足しないと判断して父親に無罪を言い渡す司法判断も生み出してしまう。「No means Yes」は、家父長的強姦神話の典型であり、心理学上も学術研究において完全に否定され、差別的であるとされるものである。また、「暴行脅迫要件」を同意の有無の判断要素とする以上に、「抗拒不能」まで求める判断の根底には、刑法による保護法益の主体であるはずの被害者を「法の他者」である「対象」化してしまい、刑事手続法（無罪推定と適正手続保障）に基づく保護の主体である行為者を「主体」としてしまう倒錯・混乱と混同がある。こうした司法判断を克服することが、今般の刑法改正の焦点であり、前記国際社会にキャッチアップするためにも不可欠な課題であった。こうした混同と混乱は、前述した「内心の恋愛」と「性行為」の区別をめぐる議論に象徴されているが、下記の点にも留意する必要がある。

刑法が「保護法益の主体」とする被害者と、その刑法が「処罰の対象」とする行為者の問題を混在して論じている傾向は、法務省検討会での論議にもみられるところである

が、立法を担う国政の最高機関である国会と野党第一党である政党における議論としては、これらは異なるディメンションにあることを踏まえた論議が求められるはずであった。被害者の自由と行為者の自由をいかなる法制度のもとで保護するかは、調整不可能な課題ではない。それを可能にするためには、ディスカッションペーパーによる的確な情報提供と議論の整理が求められるが、個々の議員レベルで取りまとめられたペーパーも、その主張を展開したものではあっても、国際的法改正論議のキャッチアップと論点整理としての適格性の点で、「国民的に」これを前提に論議できるという前提というには及ばないものである。前記の政策論議は、法政策と論議の在り方の二つの側面で「ジェンダー」に関する問題を浮上させるものであった。

### ③ 「法政策」の側面から問われたジェンダー

法政策として問われる「ジェンダー」の究極の問題が、前述の「同意の原則」と「性交同意年齢」をめぐる諸問題に凝縮して表現されていることは前述したとおりである。

また、医学的心理学的知見からしても、「魂の殺人」（加害が認められたら人間として死ねるという人間のすべてを否定する）とされる重大な性犯罪の成立要件から量刑に至るまで全面的な見直しが求められている。

それだけに、この問題に対する政党の見解や態度は、政治的に大きな影響を与える性質を有していることを適格かつ十分に認識すべきである。

社会は、こうしたことを理解しようとしている政治と司法に辟易としている。

### ④ 論議の在り方として問われたジェンダー

把握された事実経過からすると、刑法改正の要否をめぐる論議を展開するに際し、「ジェンダー」に基づく偏見や力関係が影響していないのか疑問を禁じえない。ヒアリングに応じた識者や議員からは、「無視」「被害の軽視」「責任の転嫁」「微細な点をとらえたためにする議論」といった指摘がなされた。これらの要素は十分に精神的暴力の一部を構成し、相手に対する支配的力関係を形成する。

また、法学が前提とする「合理的人間像」は必ずしも人間の実相に迫るものではないのに、そうした人間像が「法」を適用する場面や「法政策」を議論する際の前提となっていることへの疑問も指摘された。こうした傾向は、社会的影響力を持たなくさせられてきた人たちが「法の主体」として認められず「法の他者」とされてきた歴史による。こうして声が叩き潰され無きものとされてしまう論議（三権内部も含めて）は、民主主義を否定し歴史の進歩を妨げるものとして、異議を唱え改善を求める社会運動となってきた。

また、こうした思考に基づく論議は、無意識のバイアスによるもので、そこから生じるマイクロ・アグレッションであって、世代を超えて再生産され、社会的状況によっては強化される危険のあるものである。

したがって、とりわけ立法政策において全国民の代表である議会を担う政党内部の論議から、こうした議論の在り方を改善することが求められる。

## 8 再発防止に向けた提言

### (1) トップの決意表明

党としてのジェンダー問題への毅然とした対応が求められており、ジェンダー平等を公

約として掲げていることについて、代表が改めて毅然とした姿勢を示すことが大切である。

(2) 危機管理能力

対応の遅れも含め、この種の問題への組織的対応やマニュアルが必要である。

(3) ジェンダー平等本部の関与とチェック機能をもった仕組

i ジェンダー平等推進本部の機能を強化して、に政策チェック機能をもたせる。

ii 党のアドバイザリーボードとしてジェンダー問題の有識者会議を設ける。

(4) 女性議員への対応

i 女性集会などによる女性の意見集約の場の設置

党大会の前段で女性集会を開催し、そこで意見を党大会に反映させるような試みを行う。

ii 女性地方議員の育成強化

女性地方議員への積極的育成に向けて、情報意見交換・研修などの機会を設ける。

2 党員の意識改革

(1) ジェンダー施策についての党員意識状況アンケート調査の実施

(2) ジェンダー問題の研修（現場の実態を知り、意見を聞く場を設定）

(3) 1～2年生議員向けのアサーション研修

3 ハラスメント対策委員会の機能強化

(1) 日常的に党内で起きているハラスメントの訴えへの対応機能の強化

(2) ハラスメント研修の実施

(3) 事例公表など、党内での情報の共有